

「退職者医療制度」の届け出にご協力を！

国保には、「一般」の国民健康保険のほかに「退職者医療制度」があります。

【退職者医療制度とは？】

多くの方は会社などを退職した後に国保に加入しますが、勤めていたときよりも退職してからの方が医療の必要性が高くなりますので、国保に加入してからの医療費の方が多くなる傾向にあります。

このような医療保険間の不公平を是正するために設けられた制度です。

【対象者は？】

会社などを退職して、国保に加入した方のうち、次の条件に当てはまる方とそのご家族の方が該当します。

《退職被保険者(本人)》

年金の受給権があること

現在64歳以下であること

厚生・共済年金に合計20年以上、または40歳以降10年以上加入していること

《退職被扶養者(家族)》

退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者により生計を維持していること

現在64歳以下であること

年間の収入が130万円未満(60歳以上64歳以下の方は180万円未満)であること

【メリットは？】

「一般」と「退職」では、納めていただく国保税や医療機関等での窓口負担割合(3割)に違いはありませんが、残りの医療費(7割)を負担する財源が異なり、町の国保が社会保険支払診療報酬支払基金から交付金を受けて医療機関に支払うことになり、町の国保の負担が軽減されるため、結果的に皆様から納めていただく国保税の増額を抑えることにつながります。

上記の条件に当てはまる方は、役場町民課または各出張所までお越しください。

70～74歳までの加入者の方へ

現在、医療機関での窓口負担が1割の方は、平成22年4月から平成23年3月まで引き続き1割に据え置かれます。(ただし、8月に、前年の所得をもとに負担割合が変更される場合があります)

対象の方には、3月中に新しい「高齢受給者証」をお送りしていますので、医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示してください。

現役並み所得者の方で、既に3割負担をいただいている方は、除きます。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 22年 4月 1日	
記号番号	1 2 3 4 5 6 7
世帯住所	岐阜県加茂郡八百津町八百津3905 番地2 (12-456-123456)
主 氏名	〇〇〇 男
被保険者 氏名	〇〇△△ 女
生年月日	昭和 15年 1月 1日
一部負担金の割合	2割(平成22年7月31日までは1割)
発効期日	平成 21年 8月 1日
有効期限	平成 22年 7月 31日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	211111 岐阜県加茂郡八百津町 八百津3903番地2 八百津町 電話(0574)43-2111 代

高齢受給者証